

令和5年9月市議会 教育厚生委員会資料

第96号議案

令和5年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(事業勘定)

目次	ページ
1 産前産後期間の国民健康保険税軽減措置について.....	2~4
2 令和5年度長崎市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出補正予算総括表(事業勘定).....	5
3 【歳 出】 賦課徴収費	6~7
4 【歳 入】 保険給付費等交付金	8

市 民 健 康 部
令 和 5 年 9 月

1 産前産後期間の国民健康保険税軽減措置について

(1) 概要

令和5年5月に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が施行されたことに伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するもの。

- ア 対象 出産する予定の国民健康保険の被保険者 又は出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という）
- イ 対象期間 出産予定月の前月から翌々月までの4か月間
（但し、多胎妊娠の場合は3か月前から翌々月までの6か月間）
- ウ 減額基準 出産被保険者に係る対象期間中の国民健康保険税所得割額及び被保険者均等割額
- エ 国・地方の負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4（交付税措置あり）
- オ 施行期日 令和6年1月1日
- カ 令和5年度軽減見込み（1月～3月） 54件 1,658千円

(2) 長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

産前産後期間の国民健康保険税軽減措置を実施するためには標記条例を改正する必要があるが、現在改正手続きを進めているところであり、11月議会定例会に提出予定である。

なお、国民健康保険システムの改修に係る経費については、改修期間を考慮すると、施行期日まで暇がないため、9月議会において補正予算を計上する。

【参考】

令和5年5月19日 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布（国民健康保険法、地方税法の一部改正）

令和5年7月20日 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政省令の公布（国民健康保険法施行令、地方税法施行令の一部改正）

令和5年8月21日 市（町・村）国民健康保険税条例（例）の一部改正

(3) 関係法令等

ア 地方税法 第703条の5第3項

市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

イ 地方税法施行令 第56条の89第4項

法第703条の5第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 減額は、所得割額（納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第二項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。同号において同じ。）について行うこと。
- 二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（総務省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。

ウ 地方税法施行規則 第24条の30の5

政令第56条の89第4項第2号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第1号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合
- 2 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村長が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合

2 令和5年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算総括表（事業勘定）

（単位：千円）

歳 入					歳 出						
款	項	目	補正前	補正額	補正後	款	項	目	補正前	補正額	補正後
1		国民健康保険税	8,326,319	0	8,326,319	1		総務費	276,415	10,136	286,551
2		使用料及び手数料	3,903	0	3,903		1	総務管理費	131,589		131,589
3		国庫支出金	1,071	0	1,071		2	徴税费	95,934	10,136	106,070
4		県支出金	40,776,005	10,136	40,786,141		1	賦課徴收费	44,787	10,136	54,923
	1	県補助金	40,776,005	10,136	40,786,141		2	納税奨励費	33	0	33
		1 保険給付費等交付金	40,776,005	10,136	40,786,141		3	滞納処分費	51,114	0	51,114
5		財産収入	1	0	1		3	運営協議会費	535	0	535
6		繰入金	4,239,140	0	4,239,140		4	趣旨普及費	9,698	0	9,698
7		繰越金	1	0	1		5	特別対策事業費	38,659	0	38,659
8		諸収入	104,047	0	104,047	2		保険給付費	40,150,747	0	40,150,747
						3		国民健康保険事業費 納付金	12,550,296	0	12,550,296
						4		保健事業費	362,906	0	362,906
						5		基金積立金	1	0	1
						6		諸支出金	100,122	0	100,122
						7		予備費	10,000	0	10,000
		合 計	53,450,487	10,136	53,460,623			合 計	53,450,487	10,136	53,460,623

3 【歳 出】

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
14～15	1 総務費	2 徴税费	1 賦課徴収費	110-100	賦課徴収事務費	千円 10,136

1 事業概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部が改正され、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されることに伴い、国民健康保険の電算システムを改修しなければならないため、必要な経費を増額するもの。

2 事業内容

国民健康保険システムの改修
・委託料 10,136千円

(参考) 出産育児一時金 支給件数

令和2年度	224件
令和3年度	227件
令和4年度	196件

3 スケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月
システム改修			→		
制度の周知		→			
受付の開始					→
条例改正				→ (11月定例会)	

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 44,787	千円 -	千円 5,574	千円 -	千円 -	千円 39,213
補正額	10,136	-	※ 10,136	-	-	-
補正後の額	54,923	-	15,710	-	-	39,213

※ 保険給付費等交付金（特別調整交付金） 補助率 10/10（予定）

4【歳入】

予 算 説 明 書				細々節名称	補正額
ページ	款	項	目		
12～13	4 県支出金	1 県補助金	1 保険給付費等交付金	特別調整交付金分	千円 10,136

1 概 要

4款 県支出金 1項 県補助金 1目 保険給付費等交付金
総務費(委託料)が増額となることに伴い、保険給付費等交付金を増額するもの。